

## 岩倉市立学校体育施設開放要綱

岩倉市内公立学校体育施設開放要綱（平成2年4月1日施行）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この要綱は、広く市民にスポーツ活動の機会を与えるため、岩倉市立学校の施設を学校教育等に支障のない範囲で開放し、スポーツの健全な普及及び発展を図るとともに、併せて市民の健康の保持及び増進、体力の向上並びに親睦を深めることにより生活を楽しく豊かにすることを目的とする。

### （開放校の指定）

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、別表の学校体育施設開放校（以下「開放校」という。）を指定し、同表の開放校における利用施設を利用させるものとする。

### （開放校の校長の責任）

第3条 開放校の校長は、この要綱による学校施設の開放の実施に関して一切の責任を負わないものとする。

### （利用することができる団体）

第4条 開放校を利用することができる団体は、営利、政治活動又は宗教活動を目的としないものであって、次の各号のいずれかの要件に該当する団体とする。

- (1) 当該開放校の校区の住民で構成する団体又は市内に在住、在学若しくは在勤する者10人以上で構成されている団体とし、スポーツ活動及び学習活動を主な目的とするもの（小中学生で構成する団体は、当該開放校の校区外の者であっても利用することができる。）
- (2) 地域活動として、行政機関及び学校が援助を行っているもの
- (3) 岩倉市スポーツ協会に所属している団体
- (4) その他教育委員会が適当であると認めるもの

### （利用申請）

第5条 開放校を利用する団体（以下「利用団体」という。）は、あらかじめ学校体育施設開放利用登録申請書（様式第1）を教育委員会へ提出するものとする。

(利用日時等)

第6条 利用団体は、利用する曜日及び時間帯を、開放校の校長と相談するものとする。ただし、教育委員会は、当該開放校の教育活動等に支障があると認めるときは、当該開放校の校長の意見を聴いて、施設開放を中止し、又は利用時間を変更することができる。

(管理責任者の設置)

第7条 利用団体は、学校体育施設開放管理責任者（以下「管理責任者」という。）を設置する。

2 管理責任者は、利用団体につき1名とする。

3 管理責任者は、教育委員会の指示を受け、学校体育施設の開放に伴う利用者の危険防止並びに施設及び設備の管理を行う。

4 管理責任者の任期は1年とする。

5 管理責任者は、利用する前に誓約書（様式第2）を提出するものとする。

(管理責任者の業務)

第8条 開放校における管理責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 学校開放施設の管理

(2) 利用者に対する開放校の施設管理上の指示及び指導

(3) 学校開放施設管理日誌（様式第3）の記録

(4) 事故及び破損が発生した時の応急処置及び学校開放に伴う事故及び破損発生状況報告書（様式第4）による報告

(5) その他学校開放施設の管理及びスポーツ指導に必要な事項

(庶務)

第9条 この要綱に関する庶務は、教育委員会生涯学習課スポーツグループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

学校体育施設開放校	学校体育施設開放校における利用施設	
岩倉北小学校	岩倉北小学校体育館	
岩倉南小学校	岩倉南小学校体育館	
岩倉東小学校	岩倉東小学校体育館	
五条川小学校	五条川小学校体育館	
曾野小学校	曾野小学校体育館	
岩倉中学校	岩倉中学校体育館	岩倉中学校弘道館
南部中学校	南部中学校体育館	南部中学校弘道館

# 学校体育施設開放利用登録申請書

(弘道館・各学校体育館)

年 月 日

岩倉市教育委員会殿

申請者 住所

氏名

次のとおり学校体育施設開放の利用団体として登録してください。なお、利用にあたっては岩倉市立学校体育施設開放要綱その他関係する規則を遵守します。

団体の名称	(登録名をフルネームで記入してください。)
所属協会名	
利用施設の名称	
利用種目	
利用日時	毎週 曜日または、毎月第 週目の 曜日
	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
大会の予定	年 月 日 ( ) 利用予定人数 人
	午前・午後 時 分から午前・午後 時 分まで
構成員人数	男 人 女 人 計 人
利用責任者  (予定表送付先)	〒 ----- ----- ----- ----- -----
住所	
氏名	
電話番号	
職業	

# 学校体育施設開放利用登録申請書 (附表)

構成員名簿

団体の名称

番 号	氏 名	住 所	電 話 番 号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

## 誓 約 書

私（私たち）は、岩倉市立学校体育施設開放要綱に基づき  
を使用するにあたり、次のこと  
を遵守します。

もし、誓約内容に反した場合は、取消し等、施設管理者の指  
示に従います。

- ① 営利を目的として利用いたしません。
- ② 利用時間を守ります。
- ③ 鍵は1年間大切に管理します。また、他人（他の団体等も含む）への貸与及び予備鍵の作成はいたしません。なお、最終利用日が終了した時点で、速やかに管理者に返却し、もし紛失した場合は、実費負担をします。
- ④ 学校教育活動等及び周辺住民に迷惑をかけません。
- ⑤ 禁煙、禁酒及び火気厳禁を守ります。
- ⑥ 体育館設備以外の設備を持ち込みません。（冷暖房器具等）
- ⑦ 学校施設を大切に使用します。事故及び破損を生じた場合には生涯学習課スポーツグループ及び学校に速やかに報告し、指示に従います。
- ⑧ 利用ごとに管理日誌を付け、生涯学習課スポーツグループに提出します。

以上、誓約いたします。

年 月 日

岩倉市教育委員会殿

住 所

---

団体名

---

管理責任者氏名

---

緊急連絡先名簿（管理責任者を含め3名以上）

氏名	住所	自宅 電話番号	携帯 電話番号

## 【各利用団体の皆様へ】

平成 17 年度より、学校体育館等の鍵の管理を各団体に管理していただくことになりました。つきましては、皆様に気持ちよく利用していただくためにも以下の注意事項を必ずお守りください。お守りいただけない場合は、ご利用をお断りする場合がありますのでよろしくお願ひします。

### ① 利用時間を守ってください。

《例：利用時間が 19:00～21:00 の場合》

19:00 解錠 ⇒ 活動 ⇒ 20:45 頃終了 ⇒ 後片付、清掃  
⇒ 21:00 施錠

### ② 鍵の管理は厳重にお願いします。

各団体にお渡しする鍵は、体育館入口の鍵、器具庫の鍵等大切な鍵ばかりです。もし、紛失されると鍵本体の取替え等の事態が発生し、その団体に実費弁償という負担がかかりますので、くれぐれも鍵の管理を慎重にお願いします。また、鍵を他の団体に又貸ししたり、予備鍵を作成をするなどの行為は厳禁とします。

### ③ 学校内は禁煙です。

市内小中学校の敷地内全体が禁煙です（指定の校舎内は除く）

### ④ 管理日誌の記入と提出をしてください。

管理日誌を利用の都度必ず記入してください。記入した管理日誌は、1 か月分をまとめて、翌月早々に生涯学習課まで必ず提出してください。

以上、上記の項目以外にも体育館開放において支障をきたす問題点が生じた場合は、利用をお断りする場合がありますので、正しくお使いいただきますようお願いいたします。



様式第3（第8条関係）

学校開放施設管理日誌

学校 施設名					
利用 日	年 月 日 ( 曜日 )	時間帯	午前 午後	時 分～	時 分
団 体 名			記入者 名		
利用目的					
利用人数	小学生	中学生	高校生	一 般	合 計
	人	人	人	人	人
使用後の チェック 表	1 器具の後片付けは、済みましたか。				はい・いいえ
	2 清掃・ゴミの処理は済みましたか。				はい・いいえ
	3 喫煙・火気の使用はありませんでしたか。				はい・いいえ
	4 窓・扉（出入り口等）の施錠をしましたか。				はい・いいえ
	5 照明は消しましたか。				はい・いいえ
	6 忘れ物はありませんか。				はい・いいえ
	7 門は閉めましたか。				はい・いいえ
	8 その他（学校で定められた事項） ・ ・ ・ ・				はい・いいえ
学校・生涯学習課に連絡したいことや器物を破損したり事故等を生じた場合は、その内容・事後の処理等を記入してください。					

※ 学校内は禁煙です。

※ 連絡先 岩倉市総合体育文化センター TEL 6 6 - 2 2 2 2

## 学校開放に伴う事故及び破損発生状況報告書

岩倉市教育委員会 殿

利用団体名  
管理責任者氏名

学校施設名		
事故発生日時		年 月 日 ( ) 時 分
利用団体		名称 管理責任者
利用者の事故	氏名・年齢	満 歳
	住所	
	保護者名等参考事項	電話番号
施設設備の事故	施設又は設備の名称	
事故の内容		
事故の状況及び応急措置		
その他参考事項		

※備考 この報告書は1事故ごとに作成すること